審議結果

会 議 名	川口市多文化共生指針策定委員会第4回委員会	
開催日時	平成29年10月5日(木) 10時00分から11時05分	
開催場所	川口市立かわぐち市民パートナーステーション会議室1・2	
	辻井委員長、熊木副委員長	
出席者	伊藤委員、鈴木委員、南部委員、舒委員、阿部委員、岡﨑委員	
山	沢田市民生活部長、協働推進課髙山課長、川田係長、宮川主事、	
	青木主事補、陳国際交流員	
	1 開会	
	2 議事	
	(1)審議事項	
	ア 第2次川口市多文化共生指針(素案)について	
議題題	(2) 報告事項	
	ア パブリック・コメント手続きの実施について	
	イ 川口市における外国人住民の現状について	
	(3) その他	
	3 閉 会	
公開/非公開の別	公開	
非公開の理由	_	
傍聴人の数	1名	
	会議次第	
会 議 資 料	資料No.1 第2次川口市多文化共生指針(素案)	
	資料No.2 パブリック・コメント手続きの実施について	

	資料No.3 川口市における外国人住民の現状について
	別添資料1 庁内各課・所等アンケート調査の結果
	別添資料2 第2次川口市多文化共生指針(素案)に係る意見等回答
	結果
審議経過	別紙のとおり
その他	_

1 開会(10時00分)

- ・ 事務局から出席委員数が委員定数の過半数に達しているため、川口市多文化共生指針策定 委員会設置要綱第6条第2項の規定により本委員会が成立している旨を報告した。
- ・ 事務局から傍聴者が1名いる旨を報告し、傍聴者の入室を許可した。
- ・ 事務局から配布資料について説明した。
- 委員長が会議録署名人を選任した。

2 議事

(1)審議事項

ア 第2次川口市多文化共生指針の策定スケジュールについて

○委員長

審議事項ア 第2次川口市多文化共生指針(素案)について事務局の説明を求める。

○事務局

資料 No. 1、1ページ第 2 次川口市多文化共生指針(素案)について、前回の委員会で審議していただいた素案を、皆様からいただいたご意見をもとに加筆・修正させていただいた。なお、別添資料 1 庁内各課・所等アンケート調査の結果は、平成 2 9年 5 月に実施した庁内各課・所等向けのアンケート調査結果を取りまとめたもので、別添資料 2 第 2 次川口市多文化共生指針(素案)に係る意見等回答結果は、前回の委員会後に皆様から個別にお寄せいただいたご意見をまとめたものであり、いずれも今回の修正にあたり参考とさせていただいた。

資料の中で、赤で記載させていただいた部分は、今回新たに追記させていただいた部分で、青で取り消し線の入っている部分は、前回提示させていただいた部分から修正または

削除させていただいた部分である。

第1章では、2 経緯について、追記事項がある。

国の経緯について、平成29年3月に多文化共生事例集 多文化共生推進プランから1 0年 共に拓く地域の未来が発行されたこと、そしてその内容が、この10年間の地域に おける多文化共生事業を振り返ったもので、今後の多文化共生の方向性を模索できるもの に仕上がっていることを追記している。

続いて、10ページ、第3章 4 日常生活を送るための環境において、追記事項がある。

(3) 労働だが、厚生労働省によれば、わが国で働く外国人が年々増加しており、平成2 8年10月現在で108万人と日本の全就業者の2%近い水準になっていること、この5年間で58%の大幅な増加になっていること、伸びが目立つのは留学生のアルバイトと技能実習生で全体の4割以上を占めていることを追記している。

また、そのような労働力不足解消の担い手としての外国人住民を雇用して活用する立場にある市内の中小企業についても、外国人住民の労働環境を改善することへの理解を促し、行政と一体となって川口市の元気なまちづくりを推進していく姿勢も求められていることを謳っている。

続いて、(4) 医療・保健・福祉について、現在、本市における外国人住民は生産年齢人口の比率が高く、まだそれほど高齢化の問題は表面化していないが、将来的には徐々に高齢化の波が押し寄せてくることが予想され、医療や介護などで外国人住民向けの高齢化施策も必要になってくることを謳っている。

11ページ、(5) 防災・防犯について、行政から一方的にサポートするのではなく、地域に在住し、防災リーダーとして活躍できる外国人住民が、自助・共助の観点から支援する側として協力してまちづくりに参加する姿勢も必要になってくるかもしれないことを謳っている。

次に、12ページ第4章 指針の基本的な考え方では、皆様から頂いた意見を参考にさ

せていただき、基本理念と基本方針を修正させていただいた。

- 1 基本理念について、日本人住民と外国人住民の多様性を活かした元気な川口のまちづくりに修正している。これは、多文化共生指針の基本理念として、日本人住民と外国人住民の多様性を活かすということを、より前面に推し出しているものである。
- 2 基本方針については、異文化交流を多文化交流に、国際理解を多文化理解に修正している。これは、日本人住民も外国人住民も同じ視点で捉えていること、また、国と国という視点ではなく、多様な文化をもつ人と人とを主体として捉えていることによるものである。

また、「東京オリンピック・パラリンピックに向けて」の部分を「外国人住民も積極的に参加して活躍できる」に修正し、「旅行者が訪れやすいまち、居住先として魅力的なまちづくりをめざす」を「魅力的で持続的に発展できるまちづくりをめざす」に修正している。これは、外国人が積極的にまちづくりに参加して活躍し、外国人目線でのまちづくりを推進することにより、旅行者が訪れやすいまちや居住先としても魅力的なまちをも抱合し、さらに一歩進んだまちづくりをめざしていけるものと捉えているものである。

続いて、14ページでは、第5章 川口市多文化共生施策の位置づけと体系を示している。 体系のなかで、国・県については多文化共生事例集2017を追記し、基本理念と基本方針 については、第4章の修正内容を反映している。

15ページ、施策の体系について、2 生活支援の(2)教育の中にあるウ 進路相談を進路支援に、(ア)学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供を幼児や児童生徒への子育て支援に、(4)医療・保健・福祉の中にあるウ 広域的な医療通訳者派遣システムの構築を医療通訳者の養成・活用にそれぞれ修正している。

また、3 国際交流・理解を多文化共生の地域づくり、4 多文化共生の推進体制を地域活性化やグローバル化への貢献に修正している。

次に、16ページ、多文化共生推進施策の展開について、平成29年5月に庁内各課・機関あてに実施した多文化共生施策展開調査の回答結果を多文化共生施策の体系に整理したものである。該当する施策が見当たらない項目については、今後の施策の必要性を記載して

いる。多文化共生施策の展開は、今回初めて示すものであるため、文字の色は変更せずに全て黒のまま記載している。

まず、多文化共生推進施策を総務省作成の多文化共生事例集に倣って大きく4つに区分 したことに触れている。

1 コミュニケーション支援(1)多様な言語を活用した情報提供について、本市では既にごみの出し方をはじめ、外国人住民の生活に必要な情報を多言語で市のホームページに掲載したり、窓口でパンフレットなどを配布し、周知を図っていること、外国人住民を対象にした簡易な生活相談窓口を設置したり、税と年金の講習会など、通訳や翻訳を積極的に取り入れて管轄する担当課と連携し、外国人住民のニーズに見合った情報提供や相談業務の充実に取り組んでいること、多言語による情報提供のほか、やさしい日本語を活用するなど、外国人住民にとってわかりやすい情報の提供についてさらに取り組んでいくことを記載している。

また、情報発信メディアについて、川口市からの情報を掲載したチラシなどが市の窓口 や公民館などに置かれていても、外国人住民の行動範囲に合致しておらず、なかなか周知に 至っていないことから、SNSを活用するなど効果的な情報発信のあり方を引き続き模索す る必要があることを謳っている。

次に、ア 多様なメディアによる情報提供について、ホームページ自動翻訳サービスのほか、計13の展開している事業を掲載している。

19ページ、イ ユニバーサルデザイン・ピクトグラムの活用について、事業として市 営駐車場案内看板の整備を掲載している。

続いて、(2) 地域生活のためのオリエンテーションの実施については、外国人住民が地域で暮らしていくために必要な制度を理解し行政サービスを享受できるよう、講習会等オリエンテーションを実施して周知を図るもので、外国人住民対象の税と年金の講習会を事業として掲載している。

(3) 外国人住民のための相談窓口の設置は、外国人住民が自立し、いきいきと暮らし

ていくために相談窓口を設置することで、必要な情報を提供したり、わからないことや悩み ごとの解決を支援するもので、外国人相談窓口と外国人諸手続相談を事業として掲載してい る。

次に、(4) 日本語学習の支援について、川口市内では、ボランティア日本語教室が19 開設されており、日本語の習得が不十分な外国人住民をボランティア日本語教室に案内していること、日本語ボランティア入門講座や日本語ボランティアレベルアップ講座を開講して日本語ボランティアを育成し、ボランティア日本語教室におけるボランティアの充実に努めていることを示している。

また、日本語の習得が不十分な外国人の児童生徒を対象に日本語補充指導教室を設置していることや市内の小中学校に日本語指導の教師を加配していること、平成31年4月に公立夜間中学を開講することにも触れている。

事業としては、ボランティア日本語教室、日本語ボランティア支援事業、日本語補充指 導教室事業を掲載している。

20ページ、2 生活支援(1)居住について、市営住宅に関する情報提供や民間賃貸住宅の借り方、地域における生活ルール・マナーを多言語で提供し、外国人住民が安心して住まいを探せるようにサポートする必要があることを謳っている。

続いて、ア 住居相談の対応は、外国人住民が賃貸住宅に入居しようとした際に発生が 予想される様々なトラブルに対応するため、外国人相談窓口で相談を受けたり、より専門的 な窓口へ誘導するなど、直面する問題の解決を支援することを謳っており、事業として外国 人相談窓口を再掲している。

(2)教育については、市内の小中学校への日本語指導教師の加配、日本語補充指導教室の設置、ボランティア日本語教室への勧奨など、日本語の習得が十分でない外国人の児童生徒の日本語習得をサポートしていること、また、児童生徒の保護者についても日本語が不自由な場合もあることから、学校からの連絡や面談など、必要に応じて通訳や翻訳で支援していくこと、さらに幼稚園や小中学校、高校進学など外国人にはあまり一般的ではない日本

の教育制度について情報提供していくことを示している。

21ページ、ア 学校(ア)外国人の子どものための日本語指導は、事業として、日本語補充指導教室事業とボランティア日本語教室を再掲している。

次に、(イ) 外国語教育の充実について、小中学校へのネイティブスピーカーの配置や文部科学省の指導要領改訂による小学校中学年の外国語科新設に対応するため専任教員を増強するなど、外国語教育のさらなる充実に努めることを謳っている。

続いて、(ウ) 不就学の子どもへの対応については、外国の文化にルーツを持つ子どもの中には、様々な事情により小中学校に通えない児童生徒がいること、本人やその家族の将来のためにも義務教育課程を修了することが望まれることから、小中学校への就学を促していく必要があることを謳っている。

イ 幼児教育(ア)幼児教育制度の周知および多文化対応は、事業として、こんにちは 赤ちゃん事業を掲載している。

ウ 進路支援(ア)幼児や児童生徒への子育て支援」は、事業として、川口市外国人幼児・児童生徒保護者に対する補助金を掲載している。

22ページ、(イ) 進学相談は、事業として、日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学相談会を掲載している。

続いて、(3) 労働について、外国人労働者についても、労働関連法令が適用されること、 外国人労働者のトラブルについては、相談内容に応じて所管する行政機関につなぎ、早期解 決を支援することを謳っている。

ア 外国人労働者への支援については、技能実習生及び研修生を対象に川口市で生活する上で必要な生活マナー等の情報提供に加え、地域に、より馴染めるよう日本人住民との交流会を開催することを謳っている。

(4) 医療・保健・福祉は、医療現場において多言語音声翻訳アプリを活用したり、外国語が通じる医療施設の情報提供を行うこと、また、保険に加入していないことにより医療費が高額になることが懸念される場合は、無料低額診療制度を紹介して医療機関への早期受

診を促すこと、保健や福祉についても情報提供の多言語化により外国人住民の適切な制度理解と健康増進を図ることを謳っている。

次に、ア 外国語対応が可能な病院・薬局に関する情報提供について、外国人住民が言葉の壁による不安感から、医療機関での受診をためらうことを解消するため、埼玉県の医療情報提供システムなどを活用して、外国語対応が可能な病院や薬局の情報提供を行うことを謳っている。

イ 医療機関における多言語対応の推進は、医療機関に来院する外国人住民の中には日本語の理解度が低い人も多くいるため、多言語の翻訳が載っているコミュニケーションシートやタブレット端末等の翻訳アプリといったツールの活用、通訳の派遣・配置を行うことにより、医療機関における多言語対応に努めることを謳っている。

ウ 医療通訳者の養成・活用については、通訳ボランティア向けの医療通訳者養成講座 を開催し、医療現場で活躍できる医療通訳者の養成をするとともに、積極的に活用すること に努めることを謳っている。

23ページ、エ 健康診断や健康相談の実施については、健康で充実した日常生活を送るためには、健康診断や健康相談により病気を予防していく取組みが必要であることから、外国人住民向けに多言語による周知を行い、外国人住民も行きやすい、健康診断や健康相談の実施に配慮することを謳っている。

オ 保育などの子育で情報の提供は、外国人住民が自立して充実した生活を送るためには、働く世代に保育などの子育で情報を提供する必要があることから、多言語の情報提供により制度の理解を促し、子育でを支援することを謳っている。

カ 高齢者・障害者への対応については、事業として、外国人高齢者等福祉手当を掲載している。

続いて、(5) 防災・防犯について、災害発生時に外国人住民が孤立して災害弱者になってしまうことがないように、普段から日本語の習得を支援し、防災訓練に参加して地域とつながったり、災害に対する備えを周知すること、さらには外国人が「支援する側」として

主体的に地域の防災に関わっていくことを推進し、自助・共助を促していくことを謳っている。

また、災害発生時は多言語による情報提供や通翻訳ボランティアの活用による支援を行うこと、防犯についても多言語による防犯情報の提供や交通安全教育を行い、外国人住民が犯罪や事故に巻き込まれずに、地域で安心・安全な暮らしが送れるように支援していくことを謳っている。

次に、ア 災害時における多言語対応は、災害発生時に外国人住民が安全な行動を取れるように、多言語による情報提供を行うことを謳っている。

イ 通訳等災害ボランティア派遣体制の整備は、事業として、災害ボランティアの派遣 を掲載している。

24ページ、ウ 外国人に特化した防災啓発については、事業として、防災訓練講習会を掲載している。

エ 外国人に特化した防犯・交通安全啓発は、多文化共生情報誌やチラシ、イベントなどを活用して、多言語による防犯・交通安全の啓発を行うことを謳っている。

続いて、3 多文化共生の地域づくり(1)地域社会への参加について、本市では、地域の自治会や町会の要望に応じて、地域における交流機会としてオリエンテーションを実施したり、日本人住民向けの国際理解講座を実施して多文化共生意識の醸成を図っていること、多文化共生情報誌を発行し、日本人住民と外国人住民の相互理解を促進して、お互いがその個性を尊重して、差別のない暮らしやすい街づくりを進めること、外国人住民をまちづくりの担い手として捉えるためにも、町会・自治会をはじめとする地域コミュニティへの参加促進に努めていること、日本人住民に対する多文化共生の意識啓発を進めていくことが、市民相互の理解と協調につなげるためにも重要であることを謳っている。

ア 地域住民等に対する多文化共生の啓発では、事業として、国際理解講座と地域住民 との交流会を掲載している。

イ 町会・自治会等を中心とする取り組みの推進は、事業として、地域住民との交流会

と多言語通翻訳を再掲している。

25ページ、ウ 外国人住民の町会・自治会への参加促進について、外国人住民が支援する側としてまちづくりに参加するために、自治会制度の周知を図るとともに、地域の町会や自治会への参加を啓発・促進することを謳っている。

- (2) ボランティア等との協働体制構築については、ボランティア日本語教室の運営に特化した課題を検討・協議し、情報共有を図るボランティア日本語教室連絡会議の設置、日本語ボランティアの育成や活動拠点となる施設の貸出し等、ボランティア日本語教室の継続的・安定的な活動のための支援を行っていること、大規模災害発生時には、通翻訳ボランティアを派遣するなど、ボランティアとの協働体制の構築に努めることを謳っており、関連する事業として、ボランティア日本語教室連絡会議、日本語ボランティア支援事業、災害ボランティアの派遣を掲載している。
- 次に、(3) キーパーソン・ネットワークの構築は、地域の多文化共生を形成していくために、日本人住民や外国人住民の中にリーダーとしての役割を果たせる人材や、相互の橋渡しができる意欲のある人材を発掘し、活用するためにネットワークを構築していくことに努めることを謳っている。

続いて、26ページ、4 地域活性化やグローバル化への貢献(1)国際(多文化)交流は、多文化共生意識涵養の一環として、中学生及び高校生等の海外への派遣や海外からの留学生の受け入れを行い、国際(多文化)交流を促進することを謳っています。

ア 中学生及び高校生の海外派遣について、事業として中学生海外派遣事業と高校生海 外派遣事業を掲載している。

イ ホームステイの斡旋については、事業としてホームステイ受入先斡旋事業を掲載している。

次に、(2) 国際(多文化)理解について、日本人住民と外国人住民の相互理解を促進するために、交流イベントを開催したり、国際(多文化)理解教育を推進していくことを謳っている。

ア 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催は、事業として、川口市外国人による日本語スピーチコンテストと地域住民との交流会を掲載している。

27ページ、イ 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進について、事業として、 国際理解講座、国際理解教育促進事業、中国語入門講座を掲載している。

ウ 地域の外国人を活用した多文化共生の推進について、多文化共生を推進していくためには、日本人住民だけではなく、支援する側として活躍できる外国人住民をまちづくりの担い手として積極的に活用し、多文化共生を推進していく視点も必要であることを謳っている。

また、多文化共生情報誌を活用して外国人住民の活動事例や市内中小企業の外国人雇用の成功事例、若い外国人のロールモデルとなる川口の外国人の紹介など、外国人の活動事例を紹介して外国人住民の多様性を活かしたまちづくりを可視化すること、市内の外国人留学生にグローバル人材センター埼玉を紹介して就職支援を受ける機会を提供したり、市内で外国人留学生のために就職フェアを開催すること、外国人住民に創業・ベンチャー支援センター埼玉を紹介することで起業を促進したり、本センターと連携して市内で外国人住民のための起業講座を開催することなどにより、外国人の多様性を活かしたまちづくりを推進できること、また、外国人住民や外国人留学生の協力を得て、市内の新しい観光地を発掘するモデルツアーを実施したり、川口市の魅力を母国向けにSNSで発信してもらうなど、外国人目線でのまちづくりを推進することを謳っている。

なお、関連する事業として、多文化共生情報誌を再掲している。

エ ヘイトスピーチなどの差別・いじめの対策については、特定の民族や国籍の人々を 排除する差別的言動の解消に向けた取組みを推進することを謳っている。

28ページ、(3) 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入について、 外国人住民が意見を行政に伝えるための仕組みづくりや、地域の施策に反映させるための多 文化共生意識の啓発活動が必要であることを謳い、事業として「新規採用職員研修」を掲載 している。 次に、29ページ、第6章 計画の推進体制について、2 庁内各課との横断的な連携体制であるが、川口市多文化共生推進委員会を川口市多文化共生推進庁内連絡会議に修正している。これは、社会情勢及び市内に在住する外国人住民の現状を鑑み、庁内の横断的な連携体制を見直したものである。

4 計画推進の視点について、「外国人住民もその才能を発揮し社会を支えていく存在である」を「外国人住民もその多様性を活かしつつ、支援の担い手としても社会を支えていく存在である」に修正している。これは、外国人住民も社会を構成する一員として、その多様性を活かして、支援の担い手として社会を支えていく存在であることを計画推進の視点としてより強調したものである。

続いて、30ページ、第7章 これからの多文化共生の方向性について、1新たな資源としての外国人住民の多様性を活かしたまちづくりでは、「東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて」を「外国人住民も積極的にまちづくりに参加して活躍できる」に、「旅行者が訪れやすいまち、居住先として選ばれる」を「魅力的で持続的に発展できる」に修正している。これは、第4章の2 基本方針と同様に、外国人が積極的にまちづくりに参加して活躍し、外国人目線でのまちづくりを推進することにより、旅行者が訪れやすいまちや居住先としても魅力的なまちを抱合し、さらに一歩進んだまちづくりをめざしていけるものと捉えているものである。

- 2 高度人材の卵としての留学生の活用では、「起業を促進し、さらには」を「起業を促進することで」に修正し、また、誤謬を1箇所修正したものである。
 - 4 外国人防災リーダーの活用は、今回新たに追記させていただいたものである。

大規模な災害が発生した際に、外国人住民は言葉の壁から災害弱者になってしまう懸念があること、その一方で、地域には防災リーダーとして活躍できる外国人住民も居住していることから、外国人住民を支援する側としても捉え直し、まちづくりへの参加を促すとともに、そのような外国人住民が主体的に地域の防災に関わっていくことで、外国人防災リーダーを活用したまちづくりの姿が見えてくることを謳っている。

○委員長

ただいまの説明について、意見、質問はあるか。

○鈴木委員

一点伺いたいことがある。16ページから様々な施策が記載されているが、この中で新 しい取り組みを教えていただきたい。

○事務局

別添資料1をご覧になっていただくと分かるとおり、外国人の対応はまだまだ協働推進 課がやるべきことだとの認識が強いのがアンケートの結果である。アンケートをとるにあた って、協働推進課に意見を言いやすい形のアンケートだった点、課としてどう考えているか が項目になかった点が原因だと考える。これまでに支障があったこと、対処したいこと、今 後どうしていくかなど、各課・所でも検討できるよう方向性を考えたい。

新しい取り組みとしては、19ページにある外国人相談窓口について、市民課に中国語と英語ができる国際交流員を週に一回派遣している点である。また、トルコ人が窓口に多く、言葉が理解できないことが多々あるため、トルコ語の通訳者を外国人相談員として派遣することを考えている。平成28年度はトルコ語の外国人相談員を半年程度派遣できた。他課との横断的な取り組みで新しい事例である。

○委員長

22ページ(4) イにコミュニケーションシートやタブレット端末等の翻訳アプリといったツールの活用と記載があることについて、昨日ベトナムの方が来日したので羽田空港に迎えにいった際、二人がWi-Fiを使いたいと言ったため、お店を捜してWi-Fiを借りて、それを持ち川口にて食事をした。Wi-Fiに繋がったスマートフォンを使うことで日本人と外国人が会話をでき、電子機器の発達に早さに驚いた。この料理はおいしい、どうやって食べるのかなど、言葉が通じるので会話ができてしまう。電子機器を窓口に設置したり、町会長に

配布すると便利である。スマートフォン一つで会話がすすむと感心したので、コミュニケーションツールとしてはすごく便利だと思う。

○事務局

委員長の仰るとおり、コミュニケーションツールとして使用するには、会話として成立し、大変便利である。しかし、現在、情報政策課から試験的にタブレット端末を使うよう指示があり使用しているところであるが、実際の相談内容を入れると日本語の訳がまったく違うものになり、使用について難しい面がある。中国語や英語等がわかる方は間違いに気付くことができるが、そうでない場合確認ができない。以前、国民健康保険課でトラブルになり、協働推進課の外国人相談員に繋がれたが、最初は苦情から入ることになった。翻訳された際に違う内容で受け取った点があり、そこをまた訂正をして、リセットしてから言葉の意味を説明しなおす必要があり、トラブルになった場合は問題が大きくなることがあり、そこに懸念がある。今の段階では、項目としての単語を検索するためには利用価値があるが、住民票がほしいという一言でも、言語によって翻訳が正しくない場合があるため、今後試験段階を経て、検討していく。ツールとしては大変使いやすいので、内容について、情報政策課と詰めていきたい。

○委員長

まだ行政的なサービスに対応していないのが欠点で、役所の厚生年金・住民票の問題などの解決は民間企業の商売に繋がりにくいため、川口市だけで対応するのでなく、国を挙げて、政府として全国の市町村役場に機材等の配布をしていくことが重要なことだと思う。

○岡﨑委員

一点目、27ページのウ 地域の外国人を活用した多文化共生の推進について、5行目の最後に「外国人住民の活動事例を紹介することで」とあるが、外国人住民にも積極的にまちづくりに参加していただく観点から、「活躍事例」など、よりポジティブな言葉を選んだ

ほうがよいと思う。

二点目は、16ページからの施策について、事業名があるものと事業名がないがこうしていきたいと記載してあるものの違いは何か。例えば、25ページの(3)キーパーソン・ネットワークの構築については、「努めます」との言葉があるので、努力していくことだと思うが、事業名が書いていないものについては努力目標なのかそうではないか、それぞれの位置づけを教えていただきたい。

○事務局

27ページのウ 地域の外国人を活用した多文化共生の推進について、仰るとおりなので、 「活躍事例」にさせていただく。

事業名について、掲載しているものは現在取り組んでいるもの、ないものについてはこれからの努力目標なので、各課・所で推進ができるものについては呼びかけをしていくものである。

○岡﨑委員

芝園団地で防災のイベントを行った際に、外国人の方で防災に慣れている方と慣れていない方に差があることを感じた。31ページに方向性として、防災リーダーの活用の記載があるため、今すぐに何かしてほしいということではないが、24ページの施策の中に外国人に特化した防災啓発に記載のある防災講習会に来る外国人を、川口市として何とか担い手側に回っていただけるよう、繋がりを作ってほしい。より具体的に記載ができるのであれば、記載できる範囲で繋がりについてなど記載していただけるとよいと思う。

○事務局

防災については、協働推進課多文化共生係として毎年防災講習会に取り組んでいるが、 地域のリーダーというところまで推進できていないのが現状である。協働推進課にはボラン ティアを推進する協働推進係、外国人を支援する多文化共生係、男女対等な立場で能力を発 揮するという男女共同参画係の三つがあり、今までは係ごとに防災講習会を行っていたが、 今年度から初めて協働推進課として共同で行うこととなった。参加される町会の方にも、外 国人の方が防災リーダーになれるように協働推進課としてお声掛けをしていく。まだ模索段 階なので、記載については検討させていただく。

○委員長

その他に何かあるか。

(「なし」との声あり。)

(2)報告事項

ア パブリック・コメント手続きの実施について

○委員長

報告事項のアーパブリック・コメント手続きの実施について事務局の説明を求める。

○事務局

資料 No. 2の33ページ、パブリック・コメント手続きの実施について、第2次川口市多文化共生指針の策定にあたり、広く市民からの意見を募集するものである。第2次川口市多文化共生指針(素案)の内容を意見対象とする。

募集期間は、平成29年11月1日から11月30日までとし、公開方法は、市のホームページへの掲載、協働推進課及び市政情報コーナーでの閲覧となる。

意見を提出できるかたは、市内に住所を有するかた、市内に事務所または事業所を有するかた、市内の事務所又は事業所に勤務するかた、市内の学校に在学するかた、本市に対して納税義務を有するかた、そのほか、パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有するかた、とする。

意見の提出方法は、文書の持参、郵送(当日消印有効)、FAX、電子メール、市ホームページの入力フォームとする。

○委員長

ただいまの説明について、意見、質問はあるか。

○岡﨑委員

5 意見を提出できるかたの中で、⑥ そのほか、パブリック・コメント手続きに係る 事案に利害関係を有するかたとは、どのようなかたを指すのか。

○委員長

⑤までに記載のある方々に含まれないかた、川口市で見落としがあったかたの取りこぼ しがないように⑥を記載しているのではないか。

○事務局

委員長の仰るとおりである。

○委員長

どうしても全てを網羅できず、想像もしていないようなかたから意見が出る場合もある ためとご理解していただきたい。

○岡﨑委員

市内に限らず市外の方も意見を出すことが可能と理解してよいか。

○委員長

この指針を出すことで影響のあるかたは意見を出してもよい。この記載がないと、質問があった際に、この理由で意見を出せます、出せませんと回答ができないためである。

○委員長

(「なし」との声あり。)

イ 川口市における外国人住民の現状について

○委員長

報告事項のイ川口市における外国人住民の現状について事務局の説明を求める。

○事務局

資料 No.3、35ページの本市の外国人住民の現状について、前回は平成29年6月1日現在の数値をご報告したが、今回は平成29年9月1日現在の数値を取りまとめたので、ご報告する。

前回の数値から3ヶ月推移しているので、35ページの一番下の表にあるとおり、外国人住民数は32, 218人、住民基本台帳登録人口に占める外国人住民の割合は0. 1ポイント増加し、5. 38%となっている。

○委員長

外国人住民は増加しているが、日本人住民はどうなのか。

○鈴木委員

前回の資料だと、平成29年6月1日で全人口が597,773人で、今回が598,706人なので、総人口も増えていて、外国人住民の人口も増えており、比率が0.1%増加した。

○委員長

日本人住民も増えていて、外国人住民も0.1%増えており、現状では32,218人の 外国人住民が川口市には住んでいるということである。

(3) その他

○委員長

事務局から何かあるか。

○事務局

次回の会議について、平成30年1月19日の金曜日、午後2時からかわぐち市民パートナーステーションで行うので、会議のご出席をお願いする。

会議の日程については、改めてご連絡を差し上げる。

○委員長

委員から何かあるか。

○熊木委員

外国人の方は職員として勤務しているのか。

○事務局

正規の職員としてはいないが、非常勤特別職として国際交流員が2名いる。

○熊木委員

川口市は外国人住民が全国で3番目に多いが、新宿区や江戸川区などの区役所は外国人が職員として勤務しているのか。川口市もボランティアとしてばかりではなく、職員として雇用するのはどうか。これからより外国人住民が増加すると思うので、対応を検討してはどうか。

○事務局

職員課との調整が必要なので、検討させていただく。

また、多文化共生の関係で川崎市に視察に行った際に伺ったが、川崎市では外国人住民

の採用をしているが、外国人でいると受けられないサービスなどがあるため帰化されるとい うことだった。

○委員長

帰化したいかたは多いと思うが、今の委員の話は外国の文化を理解している方が窓口に 座るといいのではということであったと思う。外国の文化を理解していれば、国籍に関わら ずよい対応ができるだろう。

○岡﨑委員

28ページの(3) 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入について、 過去の多文化共生指針を見た限り、意見を反映させる仕組みが新しく施策として出てくるこ とがなかったので、ここについても何かあればご検討いただきたい。

外国人住民の比率が5%を超えて、全国でも3番目に多く、外国人住民が非常に多いというのも現実なので、先ほどの委員の意見のように職員として外国人を採用するなど、何か 具体的に行政のかたに意見を伝えられ、反映されるような仕組みが事業名として多文化共生 指針に載ってくるといいのではないかと感じた。

○委員長

川口市に外国人住民がこれだけ増えてきているので、川口市に移り住んできた外国人のかたが暮らしやすく、役所も含めて、この地域によいところがあるのだと思う。それが、悪いほうにいってしまうとよくないので、委員会の中でも討議していただき、よりよい川口市を造っていけるように皆様のお力をお借りしたい。

○委員長

その他に何かあるか。

(「なし」との声あり。)

○委員長

これで、議長の任を降り、進行を事務局に戻す。

○事務局

これをもって、第4回委員会を終了する。

3 閉会(11時05分)

会議の内容については、以上のとおりです。

平成29年10月19日

(辻井委員長署名)	川口市多文化共生指針策定委員会委員長
(鈴木委員署名)	川口市多文化共生指針策定委員会委員